

公募型プロポーザル方式参加概要

番号	26-011	
方法	公募型プロポーザル方式	
件名	建設発生土受入管理システム基本構想策定支援業務委託	
履行場所	横浜市中区山下町2番地 産業貿易センタービル4階	
概要	<p>本委託は、システム構築（仕様書作成等）の支援業務について外部委託を行うものです。</p> <p>【業務内容】</p> <p>①現行業務の分析 ②基本構想の策定 ③調達仕様書の作成（要件定義） ④新システム調達に係る支援業務 ⑤提案書技術評価支援 ⑥工程管理と進捗管理等</p>	
履行期間	契約締結日 から 2027年3月31日まで	
参加資格	①一般的事項	横浜市有資格者名簿に登録しており、かつ一般競争参加停止措置又は指名停止措置を受けていないこと。
	②登録種目／細目	コンピュータ業務／B:システム運用・監視及びF:システム調査・企画 かつ 各種調査企画／Bコンサルティング
	③格付等級	なし
	④所在地区分	所在地／企業規模区分無し
	⑤その他	<p>本プロポーザルの提案資格を有する者は、次に掲げる条件を全て満たすこととします。</p> <p>(1)横浜港埠頭株式会社(以下「会社」という。)契約事務細則第4条各号による競争入札参加資格及び参加制限の規定により定めた資格を有する者であること。</p> <p>(2)令和7・8年度の横浜市一般競争入札参加有資格者名簿(物品・委託等関係)において、当該契約に対応するとして定めた下記種目・細目について登録が認められている者であること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・種目「316コンピュータ業務」・細目Bシステム運用・監視及び細目Fシステム調査・企画 かつ ・種目「320各種調査企画」・細目Bコンサルティング <p>(3)次のアからエまでのいずれにも該当しない者であること。</p> <p>ア 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者</p> <p>イ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者</p> <p>ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号)第三十二条第一項各号に掲げる者</p> <p>エ プロポーザル参加意向申出書の提出期限から受託候補者の特定の日までにおいて、横浜市から指名停止措置が講じられている者</p> <p>(4)令和3年度以降に、横浜市におけるシステム基本構想策定支援業務及びシステム調達仕様書作成業務を履行した実績(元請の完了分に限る。)があること。</p> <p>(5)一般財団法人日本情報経済社会推進協会が認定するプライバシーマーク、国際規格ISO27001及びISO9001の全てを取得していること。</p> <p>(6)履行期間満了まで、業務を履行できること。</p>
ヒアリング実施日時	2026年3月下旬予定 日時や場所等の詳細については、別途お知らせします。	

<p>参加表明の手続き</p>	<p>本プロポーザルに参加を希望する場合は、下記書類を期日までに提出してください。資格審査後、審査結果を申出者に対して通知します。</p> <p>(1)提出期限:令和8年2月20日(金)午後5時まで(必着) 提出方法:電子メール <注意事項> ・提出期限を過ぎた場合は受け付けられません。 ※電子メールのタイトル(件名)は次のとおりとしてください。 【参加意向申出書】建設発生土受入管理システム基本構想策定支援業務委託(貴社の社名) ※メール送信後、必ず電話により到達確認を行ってください。 ※電子メール本文には、貴社の社名、所在地、担当者名、電話番号、メールアドレスを明記してください。</p> <p>(2)参加表明時の提出書類 ア 参加意向申出書(様式1):1部 イ 4提案資格(4)の業務実績を証明する書類(契約書の写し等):1部 ウ 資格証明書(4提案資格(5)に関する認証の証明書):1部 エ 誓約書(別紙1):1部</p> <p>(3)提案資格確認結果の通知 「参加意向申出書」を提出した全ての事業者へ、提案書の資格を満たすか確認の上、「提案資格確認結果通知書(様式2)」を交付します。 提案資格があることを確認できた場合は、併せて「プロポーザル関係書類提出要請書(様式3)」を交付します(有参加資格者のみ)。 交付は、電子メール(Word、PDF等のデータ)で行います。 ア 通知日令和8年3月2日(月)までに行います。 イ その他 提案資格が認められなかった旨の通知を受けた者は、書面によりその理由の説明を求められます。 なお、書面は会社が通知を発送した日の翌日から起算して土曜・日曜・祝祭日を除く会社営業日の5日後の午後5時まで、説明をを求める書面(様式自由)を8の提出先に提出してください。会社は、上記書面の受領日の翌日から起算して、土曜・日曜・祝祭日を除く会社営業日の5日以内に書面により回答します。</p>
<p>質問書の提出</p>	<p>提案資格が認められた者において、本要領等の内容について疑義のある場合は、「質問書(別紙2)」を提出してください。質問内容及び回答については、提案資格を満たす者であることを確認した全事業者へ通知します。 ※質問がなかった場合は通知しません。 なお、質問事項のない場合は、質問書の提出は不要です。</p> <p>(1)提出期限:令和8年3月6日(金)午後5時まで(必着) (2)提出方法:電子メール ※送信形式はテキスト形式とし、質問書を Word 形式で添付してください。 ※メール送信後、必ず電話により到達確認を行ってください。 提出期限を過ぎた場合は受け付けません。 ※電子メールのタイトル(件名)は次のとおりとしてください。 【質問書】建設発生土受入管理システム基本構想策定支援業務委託(貴社の社名) ※電子メール本文には、貴社の社名、所在地、担当者名、電話番号、メールアドレスを明記してください。</p> <p>(3)回答日:令和8年3月11日(水) (4)回答方法:電子メール</p>
<p>提案書の提出</p>	<p>「提案書の作成について(資料1)」に基づき、所定の様式等で作成すること。</p> <p>(1)提出期限:令和8年3月16日(月)午後5時まで(必着) (2)提出方法:電子メール(PDF データでご提出ください) ※メール送信後、必ず電話により到達確認を行ってください。 提出期限を過ぎた場合は受け付けません。 ※電子メールのタイトル(件名)は次のとおりとしてください。 【提案書】建設発生土受入管理システム基本構想策定支援業務委託(貴社の社名) ※電子メール本文には、貴社の社名、所在地、担当者名、電話番号、メールアドレスを明記してください。</p> <p>(3)提出書類:「提案書の作成について」のとおり (4)その他 ア 提案書の作成及び提出等にかかる費用は、提案者の負担とします。 イ 所定の様式等以外の書類については受理しません。 ウ 提案書の提出後、会社の判断により補足資料の提出を求められることがあります。 エ 提出された書類は返却しません。 オ 提案書に記載した業務実施体制は、担当者の病気、死亡、退職等極めて特別な場合を除き、変更することはできません。 カ 提案内容の変更は、明らかな誤字・脱字を除き原則として認められません。 キ 契約締結時の参考とするため、提案書提出時に、参考見積書を提出してください。様式は問いません。</p>

<p>参加意向申出書等の提出先</p>	<p>提出先:横浜港埠頭株式会社 技術部建設発生土受入事業課 担当:稲垣・喜多村 所在地:〒231-0023 横浜市中央区山下町2番地 産業貿易センタービル4階 電話:045-671-0500 電子メール:kendo1@yokohamaport.co.jp</p>
<p>評価基準</p>	<p>1「提案書評価基準」に基づき、建設発生土受入管理システム基本構想策定支援業務委託プロポーザル評価委員会(以下「プロポーザル評価委員会」という。)の委員が採点を行います。 なお、基準点(合計点の60%)を超えた事業者について、特定を行うものとし、「評価基準」のうち「提案内容」のいずれかの項目において基準点を下回る採点を行った委員が過半数を超える提案書は特定しません。 2評価点の最も高い者が2者以上あるときの対応 プロポーザル評価委員会において、提案書等に基づくプレゼンテーション及び質疑応答を基に審査を実施し、最も優れた提案を特定します。同点の場合には、次のとおり提案者の順位を決定します。 (1) 1位の点数をつけた委員が多い提案を特定します。 (2) (1)で特定されない場合、評価基準「3提案内容」の合計点がより多い提案を特定します。 (3) これも同点となったときは、評価委員の投票で多数決により当該同点者の順位を決定します。票数が同数の場合には委員長の判断により決定します。</p>
<p>受託候補者の特定・非特定の通知</p>	<p>提案書を提出した者のうち、本事業の受託候補者として特定された者及び特定されなかった者に対して、その旨及びその理由を「結果通知書(様式5)」により通知します。 (1) 通知日:令和8年3月下旬から4月上旬(予定) (2) その他 特定されなかった旨の通知を受けた提案者は、書面により特定されなかった理由の説明を求めることができます。なお、書面は、会社が通知を発送した日の翌日起算で、土曜・日曜・祝祭日を除く会社営業日5日後の午後5時までに、提案書提出先に提出してください。 会社は、上記の書面を受領した日の翌日起算で、土曜・日曜・祝祭日を除く会社営業日5日以内に、説明を求めた者に対し、書面により回答します。</p>
<p>提出された提案に係る書類の取扱い</p>	<p>(1) 提出された本提案に係る書類は、受託者の特定のみで使用し、提案者に無断で他の用途に使用しないものとします。 (2) 提出された本提案に係る書類については、他の者に知られることのないように取り扱います。提案書の提出時に、提案書の開示に係る意向申出書(別紙3)を提出してください。 (3) 提出された本提案に係る書類は、受託者の特定を行うために必要な範囲について又は公開等の際に複製を作成することがあります。 (4) 提出された本提案に係る書類は、返却しません。 (5) プロポーザルの作成のために会社において作成された資料は、会社の了解なく公表、使用することはできません。</p>
<p>その他</p>	<p>(1) 手続において使用する言語及び通貨 ア言語 日本語 イ通貨 日本国通貨 (2) 契約書作成の要否 要する。</p>
<p>関係書類</p>	<p>(1) 参加意向申出書(様式1) (2) 提案資格確認結果通知書(様式2) (3) プロポーザル関係書類提出要請書(様式3) (4) 提案書(様式4) (5) 結果通知書(様式5) (6) 誓約書(別紙1) (7) 質問書(別紙2) (8) 提案書の開示に係る意向申出書(別紙3)</p>
<p>関係書類、提案書作成要領等の配布</p>	<p>総務部経理課窓口にて、関係書類、提案書等の資料を配布いたします。 (PDFファイルを入れたCD-Rをお渡しいたします。)</p>
<p>注意事項</p>	<p>・結果等はHPで公表します。 ・本案件の契約は、①横浜港埠頭株式会社取締役会で令和8年度事業計画収支予算が承認されること、及び②横浜市と横浜港埠頭株式会社の間で委託契約が締結されることを停止条件とします。</p>
<p>担当課</p>	<p>技術部 建設発生土受入事業課 TEL:045-671-0500</p>
<p>契約事務担当課</p>	<p>総務部 経理課 TEL:045-671-7295</p>